⑶　工事場所　①～②山口県岩国市（岩国市愛宕山地区）
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
①【土木工事】
・ソフトボール場新設　１面（東側）クレイ舗装約1,000㎡、人工芝舗装約4,000㎡
・外周歩道工事　約3,000㎡
・緑化舗装工事　約4,000㎡
下記建物に係る附帯土木工事（造成、舗装、給排水及び環境整備等）一式
・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟
・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟
【建築工事】
・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟
・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟
・附属建物等新設（自転車置場、スコアボード、照明柱、キュービクル置場、ゴミ置場）一式
【設備工事】
・ソフトボール場新設　１面（東側）照明（電光掲示板含む。）
上記の附帯電気、機械及び通信設備工事一式
②【土木工事】
・ソフトボール場新設　１面（西側）クレイ舗装約1,000㎡、人工芝舗装約4,000㎡
・外周歩道工事　約3,000㎡
・散水施設工事　一式
下記建物に係る附帯土木工事（造成、舗装、給排水及び環境整備等）一式
・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟
・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟
【建築工事】
・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟
・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟
・附属建物等新設（自転車置場、スコアボード、照明柱、キュービクル置場）一式
【設備工事】
・ソフトボール場新設　１面（西側）照明（電光掲示板含む。）
上記の附帯電気、機械及び通信設備工事一式
⑸　工期　①～②平成29年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材
①【土木工事】バックホウ、ダンプトラック、人工芝　約4,000㎡、ポリウレタン舗装　約3,000㎡、緑化ブロック　約4,000㎡等
【建築工事】コンクリート　約200㎥、鉄筋　約20ｔ、鉄骨　約８ｔ、板ガラス　約６㎡
【電気工事】照明器具　約170台、分電盤等　６面、道路灯　約10台、歩道灯　約30台、低圧ケーブル　約１㎞、屋外キュービクル　２面体　300kVA
【機械工事】空調機　１組、換気扇　２台
【通信工事】スコアボード　１式、屋外放送アンプ盤　１面
②【土木工事】バックホウ、ダンプトラック、人工芝　約4,000㎡、ポリウレタン舗装　約3,000㎡等
【建築工事】コンクリート　約200㎥、鉄筋　約10ｔ、鉄骨　約８ｔ、板ガラス　約６㎡
【電気工事】照明器具　約170台、分電盤等　８面、道路灯　４台、歩道灯　約30台、低圧ケーブル　約１㎞
【機械工事】空調機　１組、換気扇　２台
【通信工事】スコアボード　１式、屋外放送アンプ盤　１面
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに建築工事の型枠工事、鉄筋工事（鉄筋材料費を除く。）、左官工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。
⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年10月16日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、岩国飛行場（H27）愛宕山（運動施設地区）塁球場新設土木その他工事（その２）外１件に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件を全て満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
ただし、一の企業は単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
⑵　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において「土木一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）
⑶　防衛省競争参加資格において「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上である。
⑷　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、ソフトボール場、野球場（グラウンド）又は陸上競技場（トラック又はフィールド）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、運動施設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。
⑸　工事全般の施工計画が適正である。
⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。
なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする（本入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。）。
当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。
ア　監理技術者は、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。